

政務活動費の指針 新旧対照表

改正後	改正前
政務活動費の指針 令和7年3月 <u>(令和7年10月一部改正)</u>	政務活動費の指針 令和7年3月 _____

改正後	改正前
I～Ⅲ (略)	I～Ⅲ (略)
IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針	IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針
1 (略)	1 (略)
2 複数の経費に関連する運用指針	2 複数の経費に関連する運用指針
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 宿泊費等	(3) 宿泊費等
○ 政務活動に伴い <u>国内及び国外</u> で宿泊した場合における宿泊費への政務活動費の充当限度額は、 <u>「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に定める額とする。</u>	○ 政務活動に伴い <u>国内</u> で宿泊した場合における宿泊費(朝食代及び夕食代を含む。)への政務活動費の充当限度額は、 <u>特別な事由がない限り、1人当たり1夜につき16,500円とする。</u>
<u>また、宿泊費には、夕食代及び朝食代を含めてよいものとする。</u>	
<u>なお、政務活動費における実費弁償の原則にそぐわないことから、宿泊手当は支給しない。</u>	
<u>実際にかかった宿泊費の金額が条例に定める宿泊費上限額を超え、宿泊費上限額を超える部分に政務活動費を充当することについては、合理的に説明できる理由(※)がある場合に限り、会派及び議員の責任において充当の妥当性を判断し、その理由を支出伝票の備考欄等に記載の上充当するものとする。</u>	
※ <u>「合理的に説明できる理由」とは、「政務活動の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合」をいう。</u>	
○ (削除)	○ 政務活動に伴い <u>国外</u> で宿泊した場合における宿泊費への政務活動費の充当限度額は、特別な事由がない限り、「 <u>国家公務員等の旅費に関する法律</u> 」に定める額とする。
(以下略)	(以下略)
(4) 県外及び国外における政務活動	(4) 県外及び国外における政務活動
○ (略)	○ (略)
○ (略)	○ (略)
○ 県内及び県外の区分については、 <u>県職員の旅費の取扱い</u> に準じるものとし、県内旅行又は県外旅行を次のとおり区分するものとする。	○ 県内及び県外の区分については、 <u>県職員の旅費の取扱い(職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例等及び職員の旅費支給規程)</u> に準じるものとし、県内旅行又は県外旅行を次のとおり区分するものとする。
(以下略)	(以下略)
(5)～(13) (略)	(5)～(13) (略)

改正後	改正前
3 各経費別の運用指針 (略) (1) 調査研究費 (略) ア 現地調査 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県内及び県外の区分については、<u>県職員の旅費の取扱い</u>に準じるものとし、県内旅行又は県外旅行の区分は 12 ページの「県内旅行又は県外旅行の区分」のとおりとする。 ○ 調査研究に伴い<u>国内及び国外</u>で宿泊した場合における宿泊費への政務活動費の充当限度額は、<u>「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に定める額とする。</u> <u>また、宿泊費には、夕食代及び朝食代を含めてよいものとする。</u> <u>なお、政務活動費における実費弁償の原則にそぐわないことから、宿泊手当は支給しない。</u> <u>実際にかかった宿泊費の金額が条例に定める宿泊費上限額を超え、宿泊費上限額を超える部分に政務活動費を充当することについては、合理的に説明できる理由（※）がある場合に限り、会派及び議員の責任において充当の妥当性を判断し、その理由を支出伝票の備考欄等に記載の上充当するものとする。</u> ※ 「合理的に説明できる理由」とは、「政務活動の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合」をいう。 ○ <u>(削除)</u> (以下略) イ～コ (略) (2) 研修費 (略) ア、イ (略)	3 各経費別の運用指針 (略) (1) 調査研究費 (略) ア 現地調査 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 県内及び県外の区分については、<u>県職員の旅費の取扱い（職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例等及び職員の旅費支給規程）</u>に準じるものとし、県内旅行又は県外旅行の区分は 12 ページの「県内旅行又は県外旅行の区分」のとおりとする。 ○ 調査研究に伴い<u>国内</u>で宿泊した場合における宿泊費(朝食代及び夕食代を含む。)への政務活動費の充当限度額は、<u>特別な事由がない限り、1 人当たり 1 夜につき 16,500 円とする。</u> ○ <u>調査研究に伴い国外で宿泊した場合における宿泊費への政務活動費の充当限度額は、特別な事由がない限り、「国家公務員等の旅費に関する法律」に定める額とする。</u> (以下略) イ～コ (略) (2) 研修費 (略) ア、イ (略)

改正後	改正前
ウ 宿泊を伴う研修会、講演会等への参加 ○ 研修会、講演会等への参加に伴い<u>国内及び国外</u>で宿泊した場合における宿泊費への政務活動費の充当限度額は、「<u>県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>」に定める額とする。 また、宿泊費には、夕食代及び朝食代を含めてよいものとする。 なお、政務活動費における実費弁償の原則にそぐわないことから、宿泊手当は支給しない。 実際にかかった宿泊費の金額が条例に定める宿泊費上限額を超え、宿泊費上限額を超える部分に政務活動費を充当することについては、合理的に説明できる理由（※）がある場合に限り、会派及び議員の責任において充当の妥当性を判断し、その理由を支出伝票の備考欄等に記載の上充当するものとする。 ※ 「合理的に説明できる理由」とは、「政務活動の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合」をいう。 ○ <u>（削除）</u> ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ 県内及び県外の区分については、<u>県職員の旅費の取扱い</u>に準じるものとし、県内旅行又は県外旅行の区分は 12 ページの「<u>県内旅行又は県外旅行の区分</u>」のとおりとする。（再掲） （以下略）	ウ 宿泊を伴う研修会、講演会等への参加 ○ 研修会、講演会等への参加に伴い<u>国内</u>で宿泊した場合における宿泊費（朝食代及び夕食代を含む。）への政務活動費の充当限度額は、<u>特別な事由がない限り、1 人当たり 1 夜につき 16,500 円とする。</u> ○ 研修会、講演会等への参加に伴い<u>国外</u>で宿泊した場合における宿泊費への政務活動費の充当限度額は、<u>特別な事由がない限り、「国家公務員等の旅費に関する法律」に定める額とする。</u> ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ （略） ○ 県内及び県外の区分については、<u>県職員の旅費の取扱い（職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例等及び職員の旅費支給規程）</u>に準じるものとし、県内旅行又は県外旅行の区分は 12 ページの「<u>県内旅行又は県外旅行の区分</u>」のとおりとする。（再掲） （以下略）
V この「指針」の適用時期 改定したこの「指針」は、令和 7 年 4 月に交付される政務活動費から適用するものとする。 なお、現行の「政務活動費の指針（令和 6 年 3 月）」は、令和 7 年 3 月に交付される政務活動費まで適用することとする。	V この「指針」の適用時期 改定したこの「指針」は、令和 7 年 4 月に交付される政務活動費から適用するものとする。 なお、現行の「政務活動費の指針（令和 6 年 3 月）」は、令和 7 年 3 月に交付される政務活動費まで適用することとする。

改正後	改正前
「<u>県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>」の一部改正（令和7年10月1日施行）に伴う本指針の改正内容については、令和7年10月1日以降に行う政務活動から適用する。	